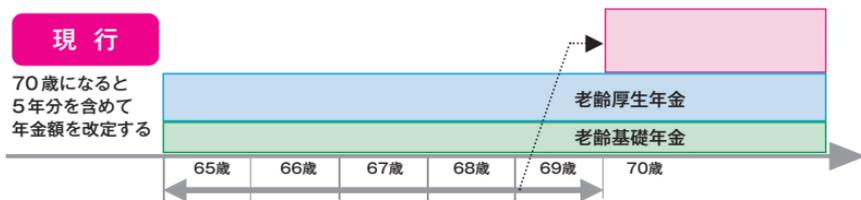


勤めながらもらう年金の制度が改定

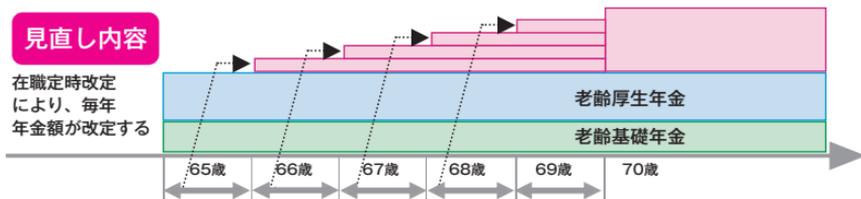
現行

70歳になると
5年分を含めて
年金額を改定する



見直し内容

在職時改定
により、毎年
年金額が改定する



公的年金には「障害年金」や「遺族年金」などの種類がありますが、年をとってからもらえるのが「老齢年金」です。会社員の場合、10年以上加入すると、厚生年金からの「老齢厚生年金」と、国民年金からの「老齢基礎年金」が、原則65歳から支給されます。保険料は、国民年金は原則60歳まで、厚生年金は本人と会社の折半で70歳まで支払うこととなっています。

老齢厚生年金の支給開始は、現行は65歳からですが、1994年年金改正までは60歳から受給でき、法改正によって65歳へと段階的に引き上げられました。厚生年金では、60～64歳に受給できる年金を「特別支給の老齢厚生年金」と呼び、現在も、65歳前に年金が受給できる人はいらっしゃいます。

また、60歳以降厚生年金の保険料を支払って働いていると、もらえる年金額が減額になる場合があります。このような在職中の年金を「在職老齢年金」と呼びます。

現状では、特別支給の年金受給者は、賃

金(前1年の賞与を含む)と年金額の合計額が28万円を超えると年金額が減額になります。今回の改正で、2022年4月からは65歳以降の在職老齢厚生年金の調整額に合わせ、現在なら47万円に拡大されるので、今より約1.7倍ほど稼いでも、年金はカットされなくなるわけですね。

次に、65歳以降在職中の年金額は、上の図のように、退職等により厚生年金の資格が喪失するまでは、変わりません。例えば70歳で退職すると65歳から70歳までの5年分は、70歳時にまとめて改定されます。今回の法改正では、年金額は66歳になると1年分、67歳で2年分、68歳で3年分、69歳で4年分の増額が毎年10月に行われるようになります。この制度改正も、2022年4月から始まります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン